

第6回 障がい福祉などについて紹介します

障がい福祉について2カ月に1回紹介してきましたが、今回は最終回になります(全6回)。今回は、障がいがある人に対して町が行う給付や助成について詳しく紹介します。



☎ 福祉課 障がい福祉係 ☎ (232) 4913

障害児福祉手当

身体または知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活に常に介護を必要とする在宅の20歳未満の障がい児に対し手当を支給します。障がいの状態は、原則、専用の診断書で審査します。

■手当額 月額14,180円

■支給月 2月、5月、8月、11月(それぞれ前月までの3カ月分を支給)

■注意事項

- ・所得制限があります。
- ・施設などに入所している人、病院または診療所に3カ月を超えて入院している人には支給されない場合があります。

特別障害者手当

身体または知的・精神に著しく重度の障がいがあり、日常生活に常に特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の重度障がい者に対し手当を支給します。障がいの状態は、原則、専用の診断書で審査します。

■手当額 月額26,080円

■支給月 2月、5月、8月、11月(それぞれ前月までの3カ月分を支給)

■注意事項

- ・所得制限があります。
- ・施設などに入所している人、病院または診療所に3カ月を超えて入

特別児童扶養手当

20歳未満で、身体または知的・精神に中度以上の障がいがある児童を養育している父や母、父母に代わってその児童を養育している人に対し手当を支給します。障がいの状態は、原則、専用の診断書(※)で審査します。

※診断書は、申請日から1年以内の交付による身体障害者手帳(肢体不自由)または療育手帳(A1・A2)のコピーを添えることで省略出来る場合があります。

■手当額 月額50,050円

■支給月 4月、8月、11月(それぞれ前月(11月は当月含む)までの4カ月分を支給)

■注意事項

- ・所得制限があります。
- ・対象となる児童が、児童福祉施設などに入所している場合には支給されません。
- ・身体障害者手帳の対象にならない疾病による障がいも、手当の対象となる場合があります。

在宅重度心身障害者等介護者手当

常時介護が必要な重度障がい者・院している人には支給されない場合があります。

■手当額 月額33,330円

■支給月 4月、8月、11月(それぞれ前月(11月は当月含む)までの4カ月分を支給)

地域活動支援センター事業

障がいのある人に対し、創作的活動など日中活動の場の提供や、地域との交流を促進します。利用は無料です。利用したいときは、直接お問い合わせください。

	午前	午後
月	コーラスやリズム活動	映画鑑賞
火	喫茶・憩	書道
水	憩屋うどん	交流
木	喫茶・憩	カラオケ
金	クッキング	交流
土	交流	

(月～金) 午前9時～午後5時
(土) 午前9時～正午

問い合わせ

きくよう地域生活支援センター (菊陽病院敷地内) ☎(232)8518



▶きくよう地域生活支援センター 玄関前に利用者が育てた花が咲き、癒やしの空間になっている

成年後見人など選任の申し立て

障がい児を自宅で介護している人に対し手当を支給します。

■手当額 月額180,000円

■対象の障がい者・障がい児 次のいずれかに当てはまる人

- ・65歳未満の人で身体障害者手帳1種1級を持ち、障害支援区分5または6に相当する人
- ・身体障害者手帳1種1級を持つ全盲の人
- ・療育手帳A1を持つ人
- ・対象の介護者 次の全てにあてはまる人
- ・当該年の11月1日(基準日)に本町に居住し、住民基本台帳に記載されている人
- ・基準日から起算して過去1年間のうち9カ月以上を障がい者・児と同居し介護している人

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人の権利と財産を守り、支援する制度です。具体的には、財産管理や日常生活などでの契約を行うときに、不利益を被ったり、悪質商法の被害者になったりすることを防ぐことが目的です。家庭裁判所に選任された成年後見人や保佐人、補助人(以下、成年後見人など)が本人に代わって契約などを行ったり、不利益な契約を取り消したりするなど、本人を援助、保護します。

町で行う支援

○成年後見人など選任の申し立て 障がいがある人の判断能力が十分でないため財産管理ができない場合などに、財産の管理などを代わりに行う成年後見人など選任の申し立てを町長が家庭裁判所に行います。

■対象者

- ・次の全てに当てはまる人
- ・知的障がい、または精神障がいがある人
- ・自己の財産の管理・処分や医療・介護・障害福祉サービスの契約などを行う能力が十分でない人
- ・成年後見人等選任の申し立てを行う配偶者や四親等以内の親族がいない人
- ・その他町長が特に本人の福祉のため必要と認める人

■費用

まず町長が納付し、その後本人に求償するかどうかは、財産状況を考慮した家庭裁判所の審判に従います。

○成年後見人などへの報酬の支払い

助成 資力が十分でなく、成年後見人などへの報酬の支払いが困難な人(被後見人や被保佐人、被補助人(以下、被後見人など)に家庭裁判所が決定した報酬に相当する額を助成します。

■対象者

- ・次のいずれかに当てはまる人
- ・生活保護を受けている人

インタビュー



きくよう地域生活支援センター所長 おおつる みちこ 大津留 道子さん

喫茶やカラオケ、クッキングなどをとおして利用者同士が楽しく交流することができます。対象者は地域で生活する障がいがある人とその家族、地域の人々です。利用は無料ですが、クッキングなどで費用が掛かる場合は実費をもらっています。

家族や仲間同士が触れ合い、お互いに悩みを話し共有して、皆さん学んでいます。地域にこういうところがあると知ってもらえればと思います。地域住民の皆さんとの交流スペースもありますので、皆さん気軽にお立ち寄りください。



▶お茶をしながらおしゃべりする利用者の皆さん 気軽に来ることができると笑顔で話す